

江別地区青少年育成会 規約

昭和52年5月10日 制定

(名称)

第1条 本会は、江別地区青少年育成会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、江別地区住民の総意を結集し、青少年の家庭および社会生活における健全な育成向上を助成することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、前条の目的を実現するためのボランティア組織として、本会の目的に賛同する団体および個人をもって構成する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育活動
- (2) 青少年の生活環境の整備改善と福祉の増進
- (3) 地域子ども会の結成促進とその育成
- (4) 青少年関係機関および団体との連絡調整
- (5) 江別地区自治会連絡協議会および単位自治会との連携強化
- (6) 会員相互の研修
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 支部および本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する個人および団体

2 入会については、理事会の承認を受けるものとする。

(支部)

第7条 支部は、江別地区の単位自治会青少年育成担当組織および地域子ども会組織で、本会の目的に賛同して入会した組織とする。

2 支部長は、単位自治会または地域子ども会組織の長から推薦された者をもってあてる。

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (5) 事務局 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 | (6) 事務局次長 | 若干名 |
| (3) 監 事 | 2 名 | | |
| (4) 理 事 | 若干名 | | |

2 必要に応じて、顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において選出する。

2 顧問は、会長が推薦し、総会において承認を受けるものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし補欠者として就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

3 監事は、本会の会計事務を監査する。

4 事務局長は、事務局を統括する。

5 理事は、総会の決定に基づき、本会の事業の実施計画等を審議し、本会の事業を執行する。

6 事務局次長は、事務局長を補佐する。

7 顧問は、諸会議に出席し意見を述べる事ができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会および理事会とし、会長がこれを召集する。

(総会)

第13条 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 事業報告 | (5) 規約の改廃 |
| (2) 決算報告 | (6) 役員改選 |
| (3) 事業計画 | (7) その他 |
| (4) 予算 | |

2 必要があると認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、支部代表2名および役員をもって構成し、その決議は出席者の過半数で決定する。

4 賛助会員は、オブザーバーとして総会に参加することができる。

(理事会)

第14条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を審議し執行する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 事業の実施計画 | (3) 補正予算 |
| (2) 規程の制定および改廃 | (4) その他必要な事項 |

3 理事会は、必要に応じて招集する。

(常任理事会)

第15条 (削除)

(事務局)

第16条 本会の庶務および会計事務を処理し、支部および関係団体・機関との連絡調整を担当するために事務局をおく。

2 事務局に関する規定は、別に定める。

(専門部)

第17条 本会の事業を円滑に行うため、次の専門部をおく。また必要に応じ、新たな専門部を設けることができるものとする。

- (1) 指導部
- (2) 体育部
- (3) 文化部
- (4) 表彰審議会
- (5) 役員選考委員会

2 各専門部等の担当業務の関しては、理事会で決定する。

3 各専門部等には、互選により部長または委員長1名および副部長または副委員長若干名をおく。

4 専門部等会議は、必要に応じて部長または委員長が招集する。

(経費)

第18条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 支部からの負担金
- (2) 賛助会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他

2 負担金および賛助会費の納入に関しては別に定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 本規約は、昭和52年5月10日から施行する。

2 昭和58年4月24日 一部改正

3 昭和60年7月2日 一部改正

4 昭和63年5月8日 一部改正

5 平成2年5月19日 一部改正

6 平成7年5月7日 一部改正

7 顕彰に関する規程第5条中「または理事」を削り、「および総務部長に属する常任理事」を「事務局長および各専門部の部長」に改める。

8 平成11年5月8日 一部改正

9 平成16年5月23日 一部改正

10 平成21年5月16日 一部改正

11 負担金納入規定、顕彰に関する規定および慶弔に関する規程中、「常任理事会」を「理事会」に改める。